



ここが重要！

技・人・国が日本で働くには

～明日から使える入管法の知識・外国人材の適正在留資格～

ESAYU株式会社



国際業務部門

01

- 専門職人材のご紹介
(有料職業紹介業 13-ユ-310890)
- 特定技能者のご紹介
(登録支援機関 19登-001289)
- 人材派遣
(労働者派遣業 派13-315515)
- 特定活動
(ワーキングホリデー、台湾、香港)
- 技能実習生の提案
(中国、ベトナム、インドネシア、ミャンマー)

国際研修部門

02

スケット国際研修センター（成田）管理・運営

- 実習生入国後研修
- 日本語及び日本文化の教育
- 特定技能試験セミナーの開催

法人名 エスアイユ-株式会社
所在場所 〒113-0024
東京都文京区西片1-1-18 4F
電話番号 03-3811-0704
FAX番号 03-3868-0034
URL <https://siu.jp>
E-mail info@siu.jp



ご相談ダイヤル



080-4464-1759 (芳川 ヨシカワ)

【日本国における主な外国人在留資格】

展開国



特定技能 1号

特定技能 2号

| | | | | | |
|----|------|----|------------------|------------|-----------|
| 介護 | ビルメン | 建設 | 素材産 機電気 電子 | 船舶 | 自動車 整備 |
| 航空 | 宿泊 | 農業 | 漁業 | 飲食料 品製造 | 外食 |

人材派遣可能

| | |
|----|----|
| 農業 | 漁業 |
|----|----|

活用手法

留学生アルバイト

インターンシップ

技術・人文知識・国際業務

ワーキングホリデー

特定技能

技能実習生

人材派遣・紹介事業許可

登録支援機関

協同組合

採用・導入方法

介護



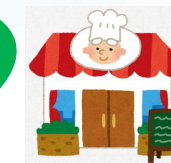
IT・DX



宿泊



外食



工場



航空



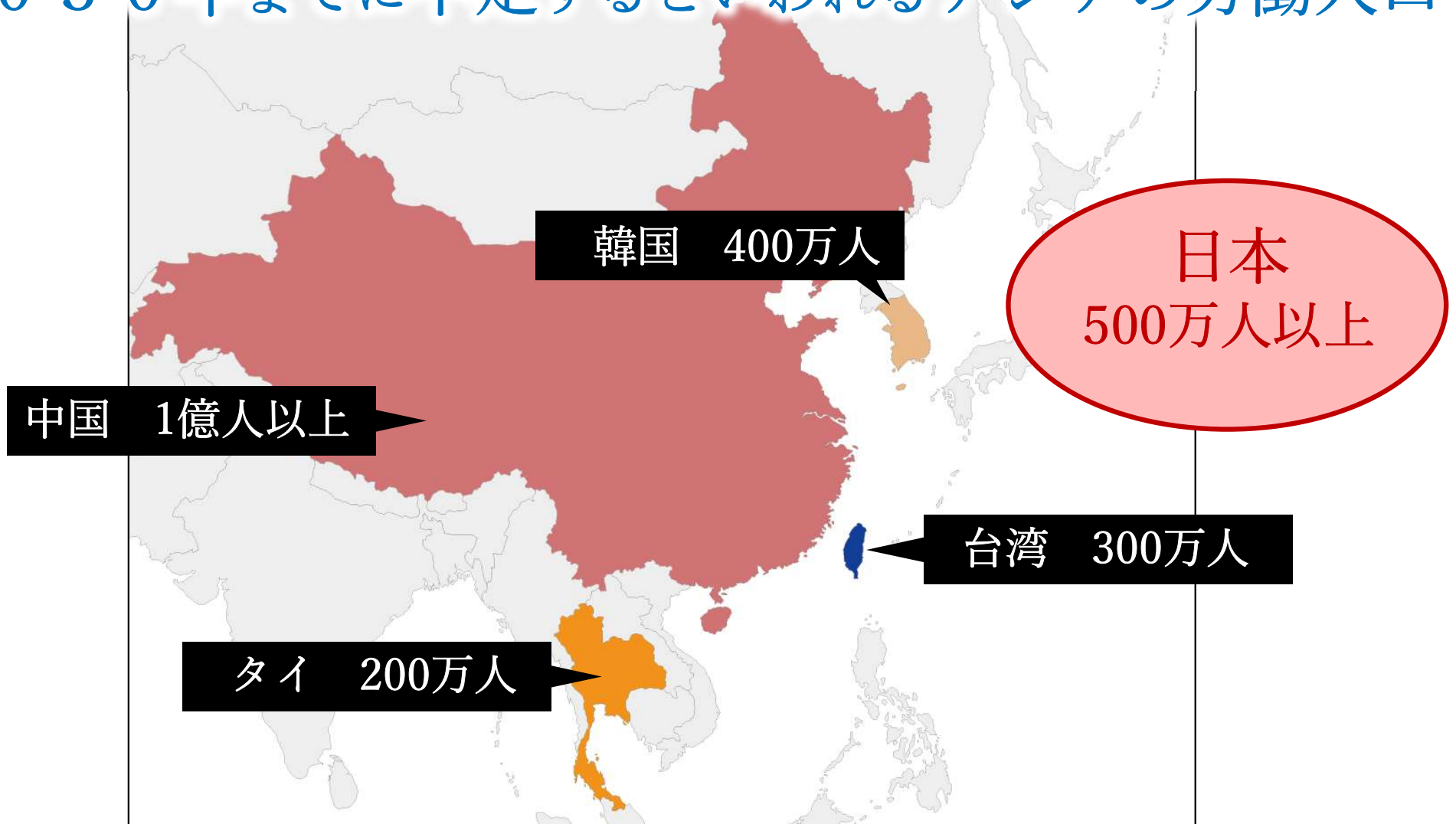
農業



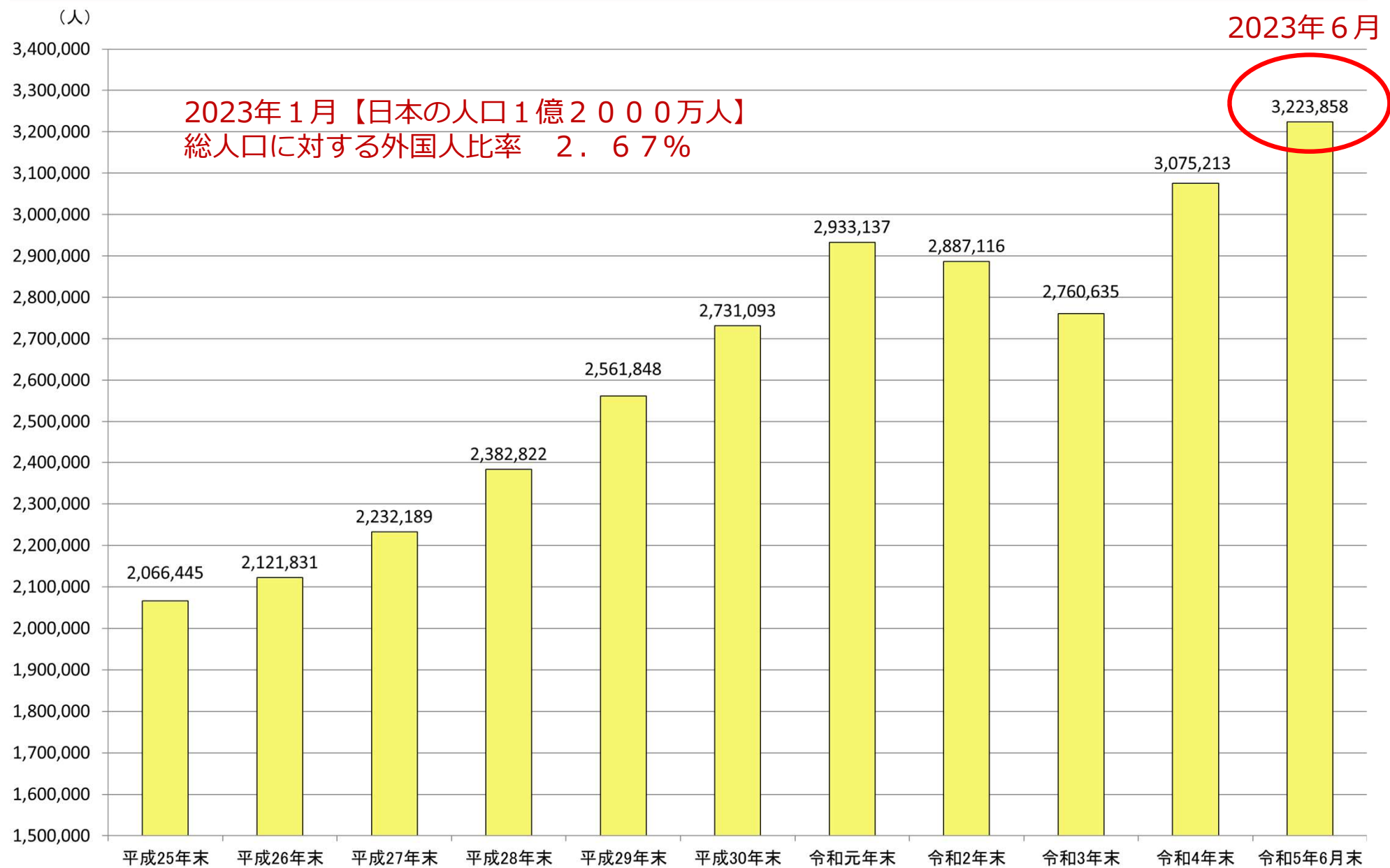
etc...

外国人の獲得も難しくなる！？

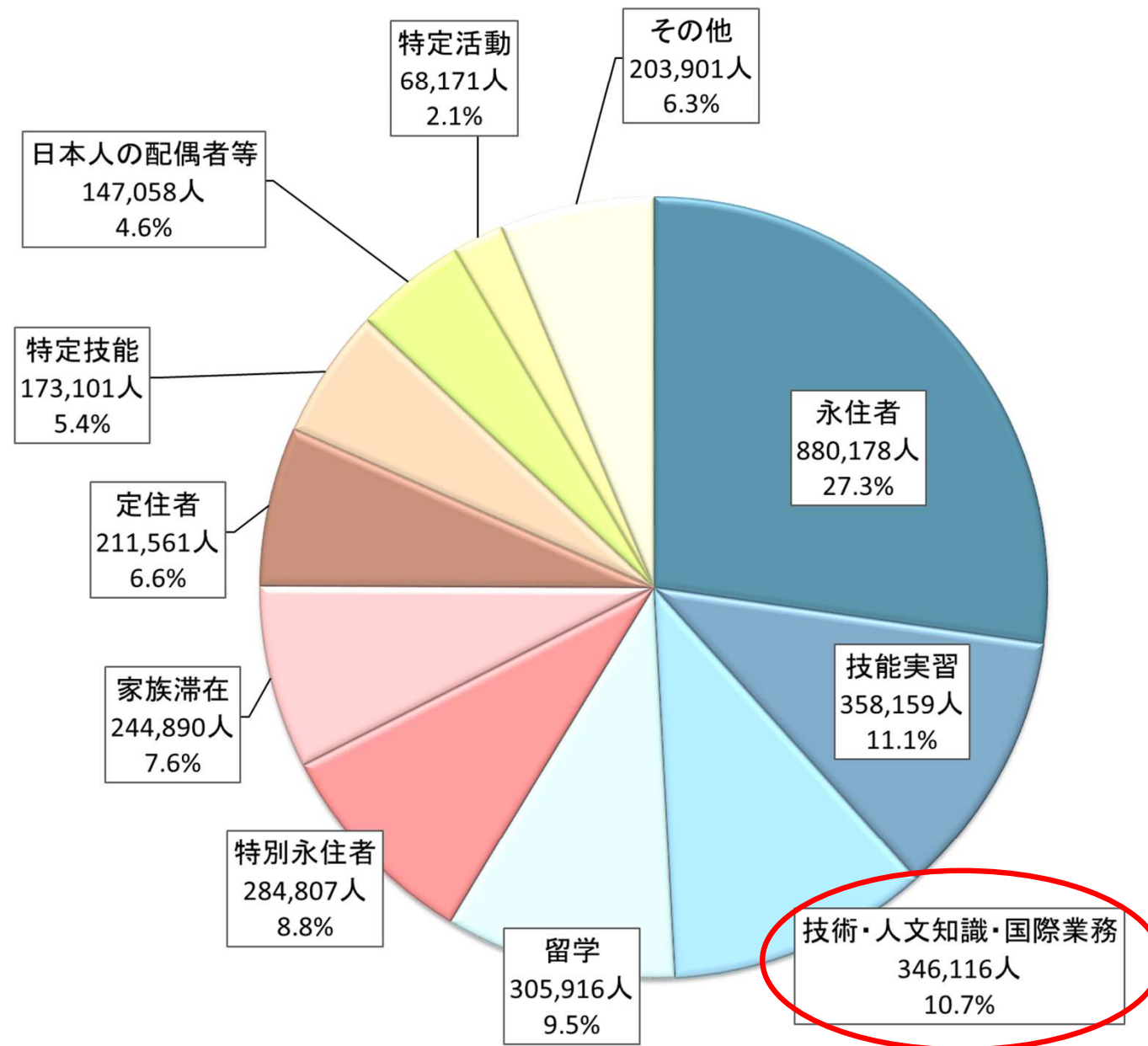
2030年までに不足するといわれるアジアの労働人口



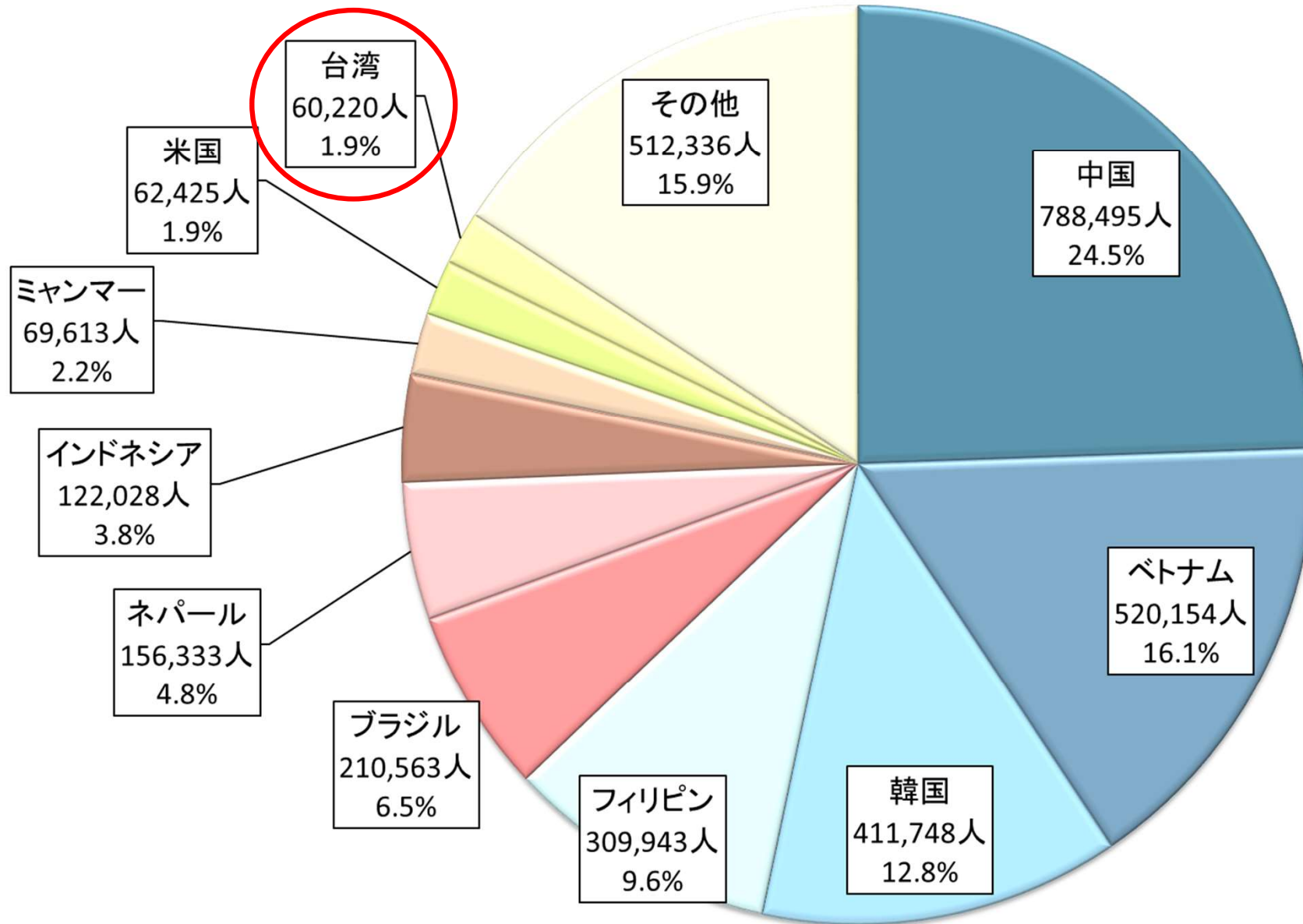
在留外国人数の推移（総数）



在留外国人の構成比（在留資格別） 2023年6月末



在留外国人の構成比（国籍別） 2023年6月末



人手不足解消！活用できるビザ

就労制限の無いビザ

永住者

日本人の配偶者等

永住者の配偶者等

定住者

永住者の場合は在留期間が無制限で、在留資格の更新も不要なのに対して、**定住者には在留期間が定められています**。期間を過ぎて日本に滞在するには在留資格の更新をしないといけないという大きな違いがあります。

人手不足解消！活用できるビザ

企業

宿泊業において積極的に採用するビザ

①

技術・人文知識・国際業務
(専門職人材)

②

特定技能

③

特定活動
(告示5号) ワーホリ

オーストラリア / ニュージーランド / カナダ / 韓国 / フランス / ドイツ / 英国 /
アイルランド / デンマーク / 台湾 / 香港 / ノルウェー / ポルトガル / ポーランド /
スロバキア / オーストリア / ハンガリー / スペイン / アルゼンチン / チリ /
アイスランド / チェコ

就労ビザを取得するためには？

原則として、以下のそれぞれを満たす必要があります。

在留資格
該当性

+

上陸許可
基準省令

①技術・人文知識・国際業務の在留資格該当性は？

技術カテゴリー

理学，工学その他の自然科学の知識を
必要とする業務

いわゆる理系分野の業務であって，
理工学分野を包括します。

①技術・人文知識・国際業務の在留資格該当性は？

人文知識カテゴリー

人文科学の分野に属する知識を必要とする業務

いわゆる文系分野の業務であって、**単純労働**ではなく一定の水準を超える業務

①人文知識カテゴリーと国際業務カテゴリーのちがい

人文知識カテゴリー

①以下の学歴要件又は実務要件のいずれかに該当していること

ア 学歴要件

従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けたこと

イ 実務要件

従事しようとする業務について**10年以上**の実務経験により、当該知識を取得していること

②申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

国際業務カテゴリー

①以下の学歴要件又は実務要件のいずれにも該当していること

ア 業務内容要件

翻訳、通訳、語学の指導、**広報、宣伝**又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること

イ 実務要件

従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。ただし、**大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、実務要件は不要**

②申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

単純労働の限界事例

法務省のHPには、以下のような記載があります。

行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を**全体**として捉えて判断することとなります。

したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は、**活動全体として見ればごく一部**であり、その他の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、いわゆる**単純な業務**に従事する場合には、「技術・人文知識・国際業務」に**該当しない**と判断されます。

ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の 在留資格の明確化について

業務に従事する中で、一時的に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務を行わざるを得ない場面も想定されます（例えば、フロント業務に従事している最中に団体客のチェックインがあり、急遽、宿泊客の荷物を部屋まで運搬することになった場合など）。

こうした場合に当該業務を行ったとしても、入管法上直ちに問題とされるものではありませんが、結果的にこうした業務が在留における主たる活動になっていることが判明したような場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動を行っていないとして、在留期間更新を不許可とする等の措置がとられる可能性があります。

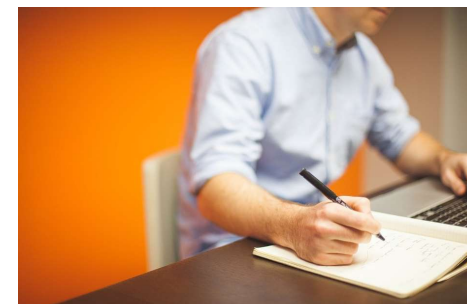
どの程度まで単純労働は許される？

行政裁量があるため…

☑ 時期によっても違う



☑ 入管担当者によっても違う



☑ 入管局によっても違う



単純労働の判断基準が曖昧なので...

POINT 1

在留期間全体で判断する

POINT 2

業務割合を意識する

POINT 3

具体的な研修計画を立てる

知らなかったが通用しない就労内容…

不法就労助長罪（入管法第73条の2）

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

3年以下の懲役

若しくは300万円以下の罰金

もっとも大事な点は...

外国人雇用に関する主な法律

労働関係法令・社会保険制度

日本人と同様に外国人にも適用される

<一例>

- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・雇用保険法
- ・労働者災害補償保険法



出入国管理及び難民認定法

活動内容に合った在留資格を取得し、認められた活動範囲内の活動を行う

<在留資格を取得するための3つのポイント>

誰が

どこで

どんな
業務か

～ 外国人材雇用のポイント ～

1

履歴・資格の確認

(在留資格申請にふさわしいかどうか)

2

雇用契約書の確認

4

**在留カードの
保管状況の確認**

5

業務内容の確認(改善)

3

在留カードの確認

6

定期的なフォロー

2019年度 入管法改正案

人手不足解消へ新たな在留資格(②特定技能)が成立

| | 条件 | 在留期間 | 家族の帯同 |
|--------|--------|------|-------|
| 特定技能1号 | 一定の技能 | 通算5年 | × |
| 特定技能2号 | 熟練した技能 | 更新可能 | ○ |

1号で対象として想定する12業種 ※2023年5月2号へ移行が決定

介護

ビルクリーニング

素形・産業機械
電気電子情報関連

造船・船用工業

建設

自動車整備

航空

宿泊

農業

漁業

飲食料品製造

外食

ここポイント！！

ホテル直営のレストランでのサービス業務は「宿泊」業種になります。
注文への対応やサービス（配膳・片付け）料理の下ごしらえ・盛り付け等の業務など。

宿泊分野における特定技能外国人の受入れについて ②

業務内容

○宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務

フロント業務

- ・チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配 等



企画・広報業務

- ・キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信 等



接客業務

- ・館内案内、宿泊客からの問い合わせ対応 等



レストランサービス業務

- ・注文への対応やサービス(配膳・片付け)、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務 等



技能水準(試験について)

<技能試験>

- (一社)宿泊業技能試験センターが実施する「宿泊業技能測定試験」。
- 国内及び国外で実施。国内での一回目を平成31年4月に全国7カ所で実施。280名が合格。

<日本語能力に係る試験>

- 「日本語能力試験」(JLPT)のN4レベルまたは、(独)国際交流基金の実施する「国際交流基金日本語基礎テスト」に合格すること。

宿泊分野特定技能協議会

- 設置趣旨：特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うとともに、各地域における必要な特定技能外国人を受け入れるため、相互連絡及び必要な措置を講じる。
- 設置時期：平成31年4月1日
- 構成員：有識者、業界団体、関係省庁(法、警、外、厚、観)、特定技能所属機関、登録支援機関、事務局(観光庁)
- 開催頻度：原則として3月に1回以上(持ち回りによる開催含む)

受入れ人数・雇用形態

- 受入れ人数：5年間で22,000人を上限
- 雇用形態：直接雇用

宿泊業での外国人雇用方法

方法 **1** 技術・人文知識・国際業務

免税店・DFS etc

方法 **2** ワーキングホリデー（台湾）

方法 **3** 特定技能（宿泊）

方法 **4** 技能実習生（監理団体）

【募集から入社までの流れ】

- ① 求人票（雇用条件）
- ② 国内外募集説明会
- ③ 書類選考（人材会社）
- ④ 一次面接（人材会社）
- ⑤ 二次面接（雇用主）
- ⑥ 内定通知及び入社承諾
- ⑦ 在留資格申請⇒許可
- ⑧ 在留資格認定書⇒母国へ送付
- ⑨ 日台経済交流協会へビザ申請
- ⑩ 出国オリエンテーション
（台湾人材会社）
- ⑪ 勤務地へ移動（空港出迎え）
- ⑫ 入寮対応（人材会社）
- ⑬ 各種手続き同行
（住民登録、口座開設ほか）
- ⑭ 入社、入職

※在留資格申請、許可までの必要期間は在留資格により大きく異なります。

まとめ・応募するには？

1

募集条件・出国時期など

(在留資格申請から許可までの時間 etc..)

2

長期(1年以上) or 短期(未満)

3

仕事内容と在留資格の適合性

4

しっかりとした目標設定



株式会社エスアイユー

■お問合せ：(担当) 芳川 よしかわ

080-4464-1759 yoshikawa@siu.jp